

平成 23 年 2 月 4 日

「株式判例研究会」第16回開催のご案内

B S Mグループ (株)B S M 事務局

皆様方

来る 2 月 17 日 (木)「株式判例研究会 第 16 回」を、下記のとおりご案内申し上げます。

今回は、弁護士 土森俊秀先生、弁護士 名畑淳先生より、「グランド東京株主代表訴訟事件 (東京高裁平成 22 年 3 月 24 日判決) と事業承継における MBO・LBO の注意点」を発表させていただきます。

事業承継においては、従業員等に株式を買い取ってもらう方法として MBO が利用されることがあります。その場合の株式買取り資金の調達方法として、LBO (会社の資産や将来の収益を担保として、金融機関から借入や投資ファンドから出資をうける方法) が書籍等でも紹介されていますが、少数株主が存在する会社での LBO には、書籍等では必ずしも指摘されていない潜在的なリスクが存在します。本事件は、会社が株式買取り資金の融資を連帯保証することが、株主の権利行使に関する利益供与 (会社法 120 条) に該当するか等が争われたものであり、LBO スキームを考える際に注意点すべき点を示唆するものです。

なお会場は、LEC 東京リーガルマインドの会議室です。

日時	(第 16 回) 平成 23 年 2 月 17 日 (木) 19:00~21:30
テーマ	「グランド東京株主代表訴訟事件 (東京高裁平成 22 年 3 月 24 日判決) と事業承継における MBO・LBO の注意点」 発表者：弁護士 土森俊秀先生、弁護士名畑淳先生
会場	LEC 東京リーガルマインド大学 千代田キャンパス 東京都千代田区三崎町 2-2-12 塩谷ビル A21 教室 (地図上の A のビルです) ※1F に郵便局があるビルです
出欠のご確認	出席のご確認をしたく、下記メールにてご回答の程お願い申し上げます。



ご参加される方には、資料代とお夜食 (弁当) の実費として¥1,000 のご負担をお願いしております。お申込みの方は、下記まで、ご一報をお願い致します。

B S Mグループ 株式会社B S M 事務局

Tel 03-3292-6811

Fax 03-3292-6815

E-Mail info@bsmgroup.jp